

機 械 ・ 電 気 設 備 工 事  
一 般 仕 様 書

和歌山市企業局下水道部

# 第 I 章 総 則

## 第 1 節 共通事項

(適用)

### 第 1 条

1. この仕様書は、和歌山市企業局下水道部（以下「下水道部」という。）の施工する機械・電気設備工事の施工に適用する。
2. 特別な施工については、特記仕様書に従い施工しなければならない。
3. 図面及び特記仕様書に記載されていない事項については、この仕様書に準ずること。

(用語の定義)

### 第 2 条

1. 「設計図書」とは、設計書、特記仕様書、図面、一般仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
2. 監督職員・指示・承諾とは、次の定義による。
  - (1) 「監督職員」とは、総括監督員、主任監督員、及び監督員を総称していう。
  - (2) 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
  - (3) 「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者が書面により同意することをいう。
  - (4) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

(提出書類)

### 第 3 条

受注者は、別表 1（提出書類一覧表）の書類を提出しなければならない。

なお、監督職員の指示による場合を除き、別表 1 にて指定のある提出書類の表紙には工事打合簿を必要事項記入及び押印のうえ添付すること。

(疑義の解釈)

### 第 4 条

設計図書に定める事項について、疑義を生じた場合の解釈及び本工事施工の細目は、当該工事を担当する監督職員の指示に従わなければならない。

なお、これらについて記載もれの事項があっても、当然必要な諸設備については、一切受注者の費用で完備しなければならない。

(関係法令等の遵守)

### 第 5 条

受注者は、工事施工にあたり、工事に関する諸法規その他諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに諸法令の適用は、受注者の負担と責任において行わなければならない。

(情報共有システムについて)

### 第 6 条

1. 本工事は、工事打合簿等の処理において、従来の書面による処理に代え、情報共有システム（ASP方式）を活用することができる工事である。
2. 情報共有システム（ASP方式）の活用方法等については、「和歌山市情報共有システム活用要領」を参照すること。
3. ASP提供事業者の選定にあたっては、監督員と協議し決定すること。
4. 情報共有システムを活用する工事は、成果品について電子納品を実施すること。

(監督官公庁への許認可申請)

第7条

1. 工事施工のため必要な関係官公庁その他の者に対する手続きは、監督職員の承諾を得た後、受注者においてすみやかに処理しなければならない。  
なお、これらに係る費用は、一切受注者の負担とする。
2. 関係官公庁その他の者に対して交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に申し出て、協議するものとする。

(公害等の防止)

第8条

1. 受注者は、工事の施工にあたっては、付近の居住者に迷惑のかからぬよう、公害の防止に努めなければならない。
2. 工事の施工に伴い発生する物件等の既損の補修及び騒音・振動・濁水・交通等による事業損失に係る補償は、受注者の負担において行わなければならない。
3. 公衆災害の防止について、建設工事公衆災害防止対策要綱を遵守すること。

(資格を必要とする作業)

第9条

資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有する者が施工しなければならない。

(工사용電力及び用水等)

第10条

工事及び検査に必要な電力、用水等及びこれに用する仮設材料は、受注者の負担とし、手続き等は受注者の責任で処理すること。

(工事対象物の管理義務)

第11条

工事が完成し、引き渡し完了までの工事対象物の保管責任は、受注者とする。

(工事終了後の処理)

第12条

工事が完成したときは、受注者はすみやかに不要材料及び仮設物を処分もしくは撤去し、清掃しなければならない。

(市内業者優先発注)

第13条

工事の施工に際し、下請発注する場合は、積極的に市内業者と契約するよう努めるとともに、市産品建設資材および市内調達資材（市内に本社、本店のある代理店等から調達した資材）についても積極的に使用するよう努めるものとする。市内調達できない場合は、理由を明記した調達調書を提出しなければならない。

(安全管理)

第14条

1. 受注者は、工事の施工にあたっては常に細心の注意をはらい、労働安全衛生法並びに関係法令を遵守し、公衆及び従業員の安全を図らなければならない。  
また、人身事故等が発生した場合は、すみやかに監督職員に報告しなければならない。
2. 工事中は所要人員を配し、現場内の整理、整頓及び安全に努めなければならない。
3. 重要な工作物に近接して工事を施工する場合は、あらかじめ保安上必要な措置、緊急時の応急措置及び連絡方法等について監督職員と協議し、これを遵守しなければならない。
4. 火薬、ガソリン等の危険物を使用する場合には、保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い万全の方策を講じなければならない。
5. 火薬類を使用し、工事を施工する場合は、あらかじめ監督職員に使用計画を提出しなければならない。

6. 遣方、山囲、覆土、締切、排水等の仮設及び特に重要物を扱う足場は、堅固な構造としなければならない。
7. 工事現場への工事関係者以外の立入りを禁止する必要がある場合は、監督職員の承諾を得て、その区域へ適当な柵を設けると共に立入禁止の標示をしなければならない。
8. 豪雨、高潮及び台風時等出水の恐れのある時は、受注者は昼夜の別なく所要の人員を現場に待機させるとともに応急措置に対する準備をしておかなければならない。
9. 工事現場の秩序を保つとともに、火災、盗難、振動、騒音、風水害等の防止に必要な措置を講じなければならない。

(現場管理)

第 15 条

1. 受注者は、工事現場の一般通行人に見やすい場所に工事名、工期、事業主体名、委託公共団体名、工事受注者名、住所及び現場代理人氏名を記入した標示板を設置するものとする。
2. 現場代理人、主任（監理）技術者においては、現場での責任者の明確化を図るため、腕章を着用すること。

(損害保険)

第 16 条

受注者は、工事期間に 14 日を加えた期間について、建設工事請負契約書第 54 条による火災保険、建設工事保険、法定外の労災保険その他の保険に加入しなければならない。また、受注者は、保険契約を締結したときは、工事請負契約書第 54 条第 2 項の規定に基づきその証券又はこれに代わるものを発注者に提示すること。

(実施工程表)

第 17 条

1. 実施工程表について監督職員が特に指示した場合は、細部の実施工程表を提出しなければならない。
2. 実施工程表に変更の必要が生じ、その内容が重要な場合は、変更実施工程表をすみやかに作成し、監督職員の承諾を受ける。

(事前調査)

第 18 条

受注者は、工事着手に先立ち現地の状況、関連工事その他についての綿密な調査を行い、十分に状況把握の上、工事を施工しなければならない。

(施工計画書)

第 19 条

1. 受注者は、現場着手に先立ち監督職員と協議の上、別に定める「機械・電気設備工事施工計画書」記載要領（付則 1）に基づき、施工計画書を作成し提出する。
2. 施工計画書の内容に変更を生じ、その内容が重要な場合は、その都度変更に関するものについて、変更計画書をすみやかに提出しなければならない。
3. 現場組織表は、工事の規模、内容により必要な担当者を定め、施工に関する責任の範囲が明らかになるように作成し、監督職員に提出しなければならない。
4. 下請契約がある場合においては、各下請負人の施工分担関係を明確にするとともに、工事に携わる関係者全員が工事における施工分担を把握できるように作成し監督職員に提出しなければならない。その場合は添付書類として下請負契約書を添付すること。
5. 別途契約工事と関連ある場合は、監督職員の指示を受けて、施工計画の内容について調整する。

(施工確認)

第 20 条

特記仕様書あるいは、あらかじめ監督職員の指示した箇所など工事段階の区切り等において、段階確認書等により施工予定を監督職員に報告し、監督職員の立会のうえ確認を受けなければ次の作業を進めてはならない。

(工事検査)

第 21 条

工事検査は、和歌山市公営企業工事検査規程による。

(遠隔臨場)

第 22 条

本工事は、遠隔臨場の試行対象工事であり、受注者が希望する場合に、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」（建築工事については、「監督職員の立会い」、「監督職員と協議」、「監督職員の検査」及び「関連工事等の調整」）を必要とする作業に遠隔臨場を適用することができる。なお、遠隔臨場を試行する場合は、「和歌山市建設現場における遠隔臨場に関する試行要領」の内容に従い実施する。

受注者は、遠隔臨場を試行した場合は、効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとし、工事完了後、本市ホームページからアンケートを入手し、技術管理課宛て電子メールで提出すること。

HP:<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyoku/kensetusoumuosirase/1003027.html>

提出先：gijutsukanri@city.wakayama.lg.jp

(施工体制台帳)

第 23 条

1. 受注者は、下請契約の有無に関わらず、建設業法第 24 条の 7 に基づき施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督職員に提出しなければならない。
2. 受注者は、第 1 項に示す建設業法第 24 条の 7 に基づき、各下受注者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。  
また、受注者は、施工体制図を監督職員に提出しなければならない。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について)

第 24 条

1. 和歌山市企業局が発注する建設工事及び建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務（以下「発注工事という。」）において、暴力団員等による不当介入（不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）、協力金の要求及び妨害をいう。以下同じ。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、企業局へ報告、所轄の警察に通報及び捜査上必要な協力（以下「通報等」という。）を行うこと。
2. 前項により所轄の警察に通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載し書面により発注者に報告すること。
3. 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
4. 第 1 項及び第 2 項の措置を怠ったときは、指名停止を行うことがある。

(施工に際しての注意事項)

第 25 条

1. 建設産業における生産システムの合理化推進について  
工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、建設産業における生産システムの合理化を推進する必要がある。このため、総合・専門工事業者の役割に応じた責任を明確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。
2. 建設工事の適正な施工の確保について  
(1) 建設業法（以下「業法」という。）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。

- (2) 業法第26条の規定により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者または監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、受注者と直接かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置すること。
- (3) 受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは、資格者証の提示及び同写しの提出を行うこと。
- (4) 受注者は、下請契約の有無に関らず、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写しを工事を所管する課に工事着手までに提出するとともに、施工体制台帳については工事現場ごとに備え置き、施工体系図にあたっては、当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。また、警備会社との契約については、施工体系図へ記載すること。
- (5) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第16条の規定による発注者の点検及び業法等の抵触する行為がなされていないかの発注者による点検に際しては、受注者はこれを拒むことはできない。  
また、下請負業者等当該工事従事者にも協力するよう指導すること。
- (6) 受注者は、施工体制台帳の記載事項及び再下請負通知書の記載事項により、下請業者の健康保険等の加入状況を把握し、適正な施工体制の確保に資するよう指導等行うこと。

### 3. 適正な下請契約の締結について

- (1) 下請契約の締結については、業法第19条に規定する項目を満たす書面で行うこと。  
なお、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠する契約書を使用することは、差し支えない。
- (2) 本市へ施工体制台帳の写しを提出することを義務付けられた工事において、施工体制台帳の写しに添付しなければならない下請契約書の写しについては、業法第19条の規定を満たさない簡単な「注文書」や「請書」は、下請契約書とはみなさない。

### 4. 労働福祉の改善等について

工事を受注した受注者は、労災保険に加入後、「労災保険関係成立票」に労働者災害補償保険法施行規則第49条に規定された項目を記載し、工事関係者が見やすい場所に掲示すること。

### 5. 工事カルテの作成、登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事の場合、実績情報システム（CORINS）に基づき、受注時・変更時・完成時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、「登録のための確認のお願い」により監督員の確認を受け、機関印または担当者の署名・捺印と担当課のメールアドレスを記入後、受注時は土曜日・日曜日・祝日等を除き契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更のあった日から土曜日・日曜日・祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日・日曜日・祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜（一財）日本建設情報総合センターに登録し、（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、直ちに本市企業監督職員に提出すること。

### 6. 建設業退職金共済制度について

- (1) 受注者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入するとともに、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付し、消印すること。
- (2) 受注者は、発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事契約締結後1箇月以内及び工事完成時に発注者に提出すること。  
なお、この期間内に収納書を提出できない特別の事情がある場合においては、あらかじめその事由及び証紙購入予定を合わせて申し出ること。
- (3) 建退共に加入せず証紙の購入を必要としない、または、証紙の購入金額が少額で済むという特別な事情がある場合においては、あらかじめその事由等を申し出ること。
- (4) 受注者は、証紙購入状況及び配布状況を把握するための「共済証紙受払簿」又は受注者が自ら証紙の購入・配布状況を把握するために定めた様式を作成し現場等に備え付けるとともに、工事完成時にその写しを本市企業局監督職員に提出すること。

- (5) 下請負契約を締結する際は、当該契約の受注者に対して、この制度の趣旨を説明し、掛金相当額を請負代金中に算入することにより、当該受注者の建退共への加入並びに証紙の購入及び貼付を促進すること。
- (6) 下請契約における受注者の規模が小さく、管理事務の処理面で万全でない場合は、下請契約における注文者に、建退共への加入手続き及び建退共関係事務の処理を委託する方法もあるので、積極的に受託するようにすること。
- (7) 受注者は、特別な事情がある場合を除き、工事現場に建設業退職金共済制度事業主である旨を明示する標識（シール）を掲示すること。
- (8) 発注者が、証紙購入・配布及び貼付状況を把握する必要性が生じ、建退共の対象労務者に聞き取り又は共済手帳の提示を要求する際には、受注者はこれに協力するよう指導すること。

#### 7. 環境への配慮について

受注者は、別添の「環境方針」及び「環境配慮依頼書（環境管理に配慮した施工について）」の記載事項を確認の上、配慮事項を遵守すること。また、「環境配慮確認書」を工事担当課長あて提出しなければならない。

#### 8. 過積載による違法運行の防止について

- (1) 積載重量制限を超えて工事用資機材や土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (2) さし枠装着車、ダンプ規制法の表示番号等の不表示車（以下「不表示車」という。）等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (3) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
- (4) 建設発生土の処理及び骨材等資材の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (5) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- (6) 取引関係にあるダンプカー事業者が過積載を行い、または、さし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用しようとしている場合は、早急に不正状態を解消するよう適切な措置を講ずること。
- (7) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（この号において「法」という。）の目的にかんがみ、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (8) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの、または、業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (9) 以上のことにつき、下請契約における受注者を十分指導すること。

（建設発生土の適正な処理について）

#### 第26条

1. 本工事において発生した建設副産物（建設発生土及び建設廃棄物）を仮置き場へ一時仮置きする場合は、他工事等で発生した建設副産物が混入しないよう分別等の措置を講じ、適正に管理すること。
2. 建設副産物の一時仮置きを行う場合は、仮置き場の所在地及び仮置き場での管理方法を施工計画書へ明記すること。

（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律を適用する場合）

#### 第27条

特定建設資材の分別解体等・再資源化等

1. 本工事は、特定建設資材を用いた建築物以外のものの解体又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）で規定する建設工事の規模に関する基準以上の工事（以下「対象建設工事」という。）であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが（設備工事と土木・建築工事の複合工事の場合は、土木・建築工事特記仕様書に準ずる）、建設リサイクル法第 13 条に基づく書面に記載する「解体工事に要する費用」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件によりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、本仕様書に添付の様式を参考とし、それぞれ工事種類に該当する書面を提出すること。

※本条 1 項に該当する場合、特記仕様書において積算条件を明示する。

① 分別解体等の方法

工程	工 程	作 業 内 容	分 別 解 体 等 の 方 法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (アスファルト)	その他の工事 □有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

② 再資源化等をする施設

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地

※上記②については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。  
なお受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

③ 建設リサイクル法第 12 条に基づく「説明書」の提出

受注者は次に掲げる事項の事前調査を実施し、分別解体等の計画等を作成する。

事前調査事項

- イ) 対象建築物及びその周辺の状況
- ロ) 作業場所の状況
- ハ) 搬出経路の状況
- ニ) 残存物品の有無
- ホ) 付着物の有無等

この計画の作成後、建設リサイクル法第 12 条に基づく「説明書」（「建設工事に係る資



材の再資源化等に関する法律第 12 条に基づく説明書)を作成し、監督職員に提出の上協議することとする。

④ 建設リサイクル法第 13 条に基づく書面の提出

上記「説明書」の協議終了後、建設リサイクル法第 13 条に基づく書面（別紙様式 2～4「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条に基づく書面」）を 2 部作成し、契約使用印押印後（印紙貼付は不要）監督職員に提出すること。

この際、書類作成にあたり次の点に注意することとする。

- (1) 解体工事に要する費用は、「特定建設資材」だけでなく、その他の建設資材を含めた全体の解体に要する費用（積み込み費用を含む直接工事費）を記入すること。
- (2) 再資源化等に要する費用は、「特定建設資材」のみの再資源化等を行うための費用（運搬費用を含む直接工事費）を記入することとする。
- (3) 分別解体等の方法は、上記「説明書」の別表中の「工程ごとの作業内容及び解体方法」と同じ内容を記入することとする。
- (4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地は、具体的な施設の名称及び再資源化施設のある所在地（本社、営業所ではない）を記入することとする。

⑤ 受注者はその請負った建設工事を他の建設業を営む者に請負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対し、分別解体等の計画等に記載された事項を告げなければならない。また、このとき下請契約の当事者は、工事の契約に際して、建設業法で定められたもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付することとする。

受注者は、準備工等を含む工事着手については、前記④の書面が発注者から交付された後で、監督職員の承諾を得てから行うこととする。

また、施工に際しては、分別解体等の計画に基づく手順等で適正に実施し、特定建設資材廃棄物については再資源化等を行うとともに、その他の廃棄物についても可能な限り再資源化等に努め、再資源化等が困難なものは適正に処分を行うこととする。

⑥ 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面（別紙様式 3「再生資源化等完了報告書」）に記載し、監督職員に報告することとする。

- イ) 再生資源化が完了した年月日
- ロ) 再生資源化をした施設の名称及び所在地
- ハ) 再生資源化等に要した費用

## 2. 再生資源利用[促進]（計画・実施）書について

- ① 再生資源利用計画書・実施書の作成について
  - 1) 受注者は、工事請負契約締結後、工事着手前までに再生資源利用計画書を作成し、監督職員に提出の上協議しなければならない。
  - 2) 再生資源利用計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
    - イ) 土砂・碎石・加熱アスファルト混合物の各資材ごとの利用量
    - ロ) 前記イ) の利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量
    - ハ) 前記ロ) に掲げるもののほか、再生資源の利用に関する事項
  - 3) 受注者は、再生資源利用計画の実施状況を記録し、その実施記録（実施書）を作成し、監督職員に提出の上協議しなければならない。
  - 4) 受注者は、工事請負契約締結後、工事着手前までに再生資源利用促進計画書を作成し、監督職員に提出の上協議しなければならない。
  - 5) 再生資源利用促進計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
    - イ) 指定副産物の種類ごとの搬出量
    - ロ) 指定副産物の種類ごとの再資源化施設または他の工事現場への搬出量
    - ハ) 前記ロ) に掲げるもののほか、指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項
- ② 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書及びその実施状況を記載する書類の様式については、建設副産物対策近畿地方連絡協議会が発行する再生資源利用[促進]（計画・実施）書を使用するものとし、その用紙と電子媒体両方を提出すること。
- ③ 再生資源利用計画書・実施書及び再生資源利用促進計画書・実施書の作成部数は3部とし、2部を監督職員に提出し、1部は受注者が工事完成後1年間保管しなければならない。

# 説 明 書

令和 年 月 日

和歌山市公営企業管理者 様

氏名（法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名）

㊞

（郵便番号 ー ） 電話番号 ー ー

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について下記のとおり説明します。

## 記

1. 工 事 名
2. 工事場所
3. 説 明 内 容
  - 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
  - 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
  - 三 工事着工の時期及び工程の概要
  - 四 分別解体等の計画
  - 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
4. 添 付 資 料 （該当する事項の□欄に、「✓」を付すか「■」にすること。）
  - ①別表（別表 1～3 のいずれかに必要事項を記載したもの）
    - 別表 1（建築物に係る解体工事）
    - 別表 2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））
    - 別表 3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））
  - ②工程の概要を示す資料
    - 工程表

別表 3

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
工事の種類		<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事	
		<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話	
		<input type="checkbox"/> その他( )	
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材	
工作物の状況		築年数 _____年 その他 ( )	
周辺状況		周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他( ) 敷地境界との最短距離 約 _____m その他( )	
工作物に関する調査の結果		工作物に関する調査の結果	
工事着手前に実施する措置の内容		工事着手前に実施する措置の内容	
作業場所		作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他( )	
搬出経路		障害物 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 _____m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他( )	
【石綿関係の記載】 特定建設資材に付着している場合	特定建設資材への付着物 (解体・維持・修繕工事のみ)	石綿	飛散性(レベル1,レベル2)について 吹付け石綿(レベル1)： <input type="checkbox"/> 有、 <input type="checkbox"/> 無 石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)： <input type="checkbox"/> 有、 <input type="checkbox"/> 無 うち、石綿を含有する煙突用断熱材(レベル2)： <input type="checkbox"/> 有、 <input type="checkbox"/> 無 その他( )
		石綿	非飛散性(レベル3)について その他石綿含有建材： <input type="checkbox"/> 有、 <input type="checkbox"/> 無 うち、①石綿含有ケイ酸カルシウム板第一種： <input type="checkbox"/> 有、 <input type="checkbox"/> 無 ②石綿含有仕上塗材： <input type="checkbox"/> 有、 <input type="checkbox"/> 無 ②の除去作業に電気グラインダー等電動工具を使用するもの： <input type="checkbox"/> 有、 <input type="checkbox"/> 無
	調査方法	<input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 図書 <input type="checkbox"/> 分析	
	その他	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
特定建設資材に付着していない場合	石綿	石綿	飛散性(レベル1,レベル2)について 吹付け石綿(レベル1)： <input type="checkbox"/> 有、 <input type="checkbox"/> 無 石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)： <input type="checkbox"/> 有、 <input type="checkbox"/> 無 うち、石綿を含有する煙突用断熱材(レベル2)： <input type="checkbox"/> 有、 <input type="checkbox"/> 無 その他( )
		石綿	非飛散性(レベル3)について その他石綿含有建材： <input type="checkbox"/> 有、 <input type="checkbox"/> 無 うち、①石綿含有ケイ酸カルシウム板第一種： <input type="checkbox"/> 有、 <input type="checkbox"/> 無 ②石綿含有仕上塗材： <input type="checkbox"/> 有、 <input type="checkbox"/> 無 ②の除去作業に電気グラインダー等電動工具を使用するもの： <input type="checkbox"/> 有、 <input type="checkbox"/> 無
	調査方法	<input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 図書 <input type="checkbox"/> 分析	
	その他	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
⑥その他( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
工場の工程の順序 (解体工事のみ)		□上の工程における⑤→④→③の順序 □その他( ) その他の場合の理由( )	
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)		トン	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み
		コンクリート塊	トン □①□②□③□④ □⑤□⑥
		アスファルト・コンクリート塊	トン □①□②□③□④ □⑤□⑥
		建設発生木材	トン □①□②□③□④ □⑤□⑥
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考			

□欄には、該当個所に「レ」を付すこと。 調査方法は、石綿の有無に関わらず「レ」を付すこと。

※石綿については、有無に関わらず調査結果を発注者へ書面により説明すること。(工作物の解体・改造・補修作業の場合)

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

## 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条に基づく書面

工事番号 第 \_\_\_\_\_ 号

工 事 名 \_\_\_\_\_

上記の工事について、解体工事に要する費用等を次のとおりとする。

1 解体工事に要する費用 \_\_\_\_\_ 円

(直接工事費) (取引に係る消費税及び地方消費税の額を含まない。)

(注) ・解体工事の場合のみ記載する。

・解体工事に伴う分別解体及び積み込みに要する費用とし、仮設費及び運搬費は含まない。

2 再資源化等に要する費用 \_\_\_\_\_ 円

(直接工事費) (取引に係る消費税及び地方消費税の額を含まない。)

(注) ・運搬費を含む。

3 分別解体等の方法 (該当事項の□欄に「✓」を付すか「■」とする)

工 程	作 業 内 容	分 別 解 体 等 の 方 法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮 設 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	②土 工 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	③基 礎 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑥そ の 他 ( ) □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用

4 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地

本書面の証として本書面 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

発注者 住 所 和歌山市七番丁 2 3 番地  
和歌山市  
氏 名 和歌山市公営企業管理者

受注者 住 所  
氏 名

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条に基づく書面(変更契約用)

工事番号 第 \_\_\_\_\_ 号

工 事 名 \_\_\_\_\_

変更箇所

上記の工事について、解体工事に要する費用等の変更は次のとおりとする。

\*記載要領 1)変更する箇所のみ、変更前及び変更後の欄に記載する

2)追加事項については、変更後の欄にのみ記載する 3)変更箇所の□欄を「✓」を付すか「■」とする

1 解体工事に要する費用 (変更前) \_\_\_\_\_ 円(税抜)  
 (受注者の見積金額:直接工事費) (変更後) \_\_\_\_\_ 円(税抜)

2 再資源化等に要する費用 (変更前) \_\_\_\_\_ 円(税抜)  
 (受注者の見積金額:直接工事費) (変更後) \_\_\_\_\_ 円(税抜)

3 分別解体等の方法 (該当事項の□欄に「✓」を付すか「■」とする)

工程ごとの作業内容及び解体方法

工程	工 程		作 業 内 容		分別解体等の方法	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮 設		仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土 工		土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基 礎		基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造		本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品		本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( ) ( )		その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

4 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類		施設の名称	所 在 地
	変更前		
	変更後		
	変更前		
	変更後		
	変更前		
	変更後		
	変更前		
	変更後		

本書面の証として本書面 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

発注者 住 所 和歌山市七番丁 2 3 番地  
 和歌山市  
 氏 名 和歌山市公営企業管理者

受注者 住 所  
 氏 名

# 再資源化等報告書

令和 年 月 日

和歌山市公営企業管理者 様

所在地  
称号又は名称  
氏名

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

## 記

1. 工事名 \_\_\_\_\_
2. 工事場所 \_\_\_\_\_
3. 再資源化等が完了した年月日 令和 年 月 日
4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地  
(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 \_\_\_\_\_ 万円(税込)

6. 添付資料(該当事項の□欄に「✓」を付すか「■」とする)
- 再生資源利用実施書(必要事項を記載したもの)
  - 再生資源利用促進実施書(必要事項を記載したもの)

# 告 知 書

令和 年 月 日

(下請負人)

様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

㊞

(郵便番号 ー ) 電話番号 ー ー

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 2 項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について下記のとおり告知します。

## 記

1. 工 事 名 —
2. 工事場所 —
3. 告知内容
  - 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
  - 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
  - 三 工事着手の時期及び工程に概要
  - 四 分別解体等の計画
  - 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
4. 添付資料 (該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする)
  - ①別表 (別表 1～3 のいずれかに必要事項を記載したもの)
    - 別表 1 (建築物に係る解体工事)
    - 別表 2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))
    - 別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))
  - ②工程の概要を示す資料
    - 工程表



別表 3

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面（下請契約用）

（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

1. 分別解体等の方法

（該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする）

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法（解体工事のみ）
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮 設 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	②土 工 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	③基 礎 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑥そ の 他 ( ) □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用（受注者の見積金額） \_\_\_\_\_ 円(税込)

（注）解体工事の場合のみ記載する。

3. 特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地

（書ききれない場合は別紙に記載）

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 \_\_\_\_\_ 円(税込)  
 （受注者の見積金額）

※下請契約で再資源化等を含まない解体工事のみの契約の場合は、再資源化等に関する項目は「該当なし」と記載する

## 第 2 節 機械・電気設備共通事項

(工事の着手)

### 第 1 条

受注者は、工事契約締結後すみやかに監督職員と工事について打合せを行い、現場を熟知のうえ工事に着手する。

なお、工事打合せ事項については、その都度、議事録を監督職員に提出する。

(承諾図書)

### 第 2 条

1. 受注者は、設計図書に基づき、設計意図（機能性、安全性、管理性等）を十分に把握し、現場実測を行ったうえで技術的検討を加え、承諾図書を「機器設計製作図書の承諾願作成要領」（付則 2）に基づいて作成しなければならない。
2. 受注者が据付けた機器、プラントにおいて承諾図書では推定困難な不都合箇所（性能各種機能、構造等）が生じた場合は、その原因を明確にし、機器、プラントの全部または一部を受注者の責任において変更または改修すること。
3. 承諾図書作成にあたり、機器、プラントが公害の発生源とならないための公害防止、寒冷地、海岸等の塩害及び地震の対策を十分考慮しなければならない。

(工事写真)

### 第 3 条

受注者は、工事中の写真を「工事記録写真撮影要領」（付則 4）に基づき撮影し工事着手前、施工中、完成時の工程順に整理編集して、工事完了の際、写真帳、ネガフィルムまたは写真電子データ等を提出する。

なお、その場合「機械設備工事写真撮影事例集」を参考とする。

(完成図書)

### 第 4 条

受注者は、工事完成までに維持管理上必要な完成図書等を「工事完成図書等作成要領」（附則 3）に基づいて作成製本して提出する。

(機器の機能保持)

### 第 5 条

受注者は、工事完成の際、運転開始までの機器の機能保持に必要な措置を講じなければならない。

(機器の表示)

### 第 6 条

1. 主要機器には、各々見やすいところに仕様銘板を取り付ける。  
なお、材質は、原則として SUS304 製として、上面に透明塗料を塗る。
2. 銘板の製造業者名は、次による。
  - (1) 受注者が設計・製作または設計を行った機器については、受注者名を記載する。その場合受注者銘板は取付けない。
  - (2) 受注者が設計製作を外注する機器については、製造業者名欄には、その設計を行った製造業者名を記載する。  
なお、その場合は受注者銘板を取付けることができる。
3. 汎用機器購入品についてはメーカー標準銘板とする。
4. 水中ポンプ、水中攪拌機等でピット内または、槽内等に設置される機器については、床上部等に銘板を取り付ける。

(特殊付属工具)

#### 第7条

原則として、各機器の特殊付属工具は、名称等を記入した工具箱に収めて納入する。  
なお、工具箱には工具リストを入れる。

(法令、条例等の適用)

#### 第8条

受注者は、仕様書に記載する各種工事を下記の関係法令に従い、誠実にしてかつ完全な施工を行わなければならない。

なお、大気汚染、騒音等について特記仕様書に明示されていない事項で疑義が生じた場合は、事前に明確にしておかなければならない。

1. 労働基準法
2. 労働安全衛生法
3. 労働者災害補償保険法
4. 建設業法
5. 建築基準法
6. 消防法
7. 高圧ガス取締法
8. 公害対策基本法
9. 大気汚染防止法
10. 水質汚濁防止法
11. 騒音規制法
12. 悪臭防止法
13. 下水道法
14. 電気事業法
15. 道路交通法
16. その他関係法令、条例及び規格並びに関係都道府県条例

(仮設物)

#### 第9条

1. 受注者詰所、工作小屋、材料置場などの必要な仮設物を設ける場合は、設置位置規模その他について、監督職員の承諾を受けること。
2. 火器を使用する場所、引火性材料の貯蔵所などは、建築物及び仮設物から隔離した場所を選定し、関係法規に定めるところに従い、防火構造または不燃材料などでおおいをし、消火器等を設ける。
3. 工食用足場などを設ける場合は、堅ろうかつ安全に設け常に安全維持に注意する。
4. 前記各項の仮設物などに要する一切の費用は、受注者の負担とする。

(関連事業者との協力等)

#### 第10条

受注者は、工事施工にあたっては、関連業者との連絡を密にし、工事の進捗を図るとともに工事限界部分については、相互に協力し全体として支障のない設備とする。

なお、受注者は関連事業者との取合い部分について必要の都度、監督職員と十分な協議をするものとする。

(工程会議及び打合せ会議)

#### 第11条

受注者は、各々の会議に必ず出席し、設計・施工についての打合わせ会議の議事録をその都度遅滞なく指定の部数提出すること。

(就業時間)

第 12 条

受注者は、工事施工の都合上、正規の勤務の時間外、または休日等に作業を必要とする場合は、あらかじめ監督職員に届け出なければならない。

(施工管理)

第 13 条

受注者は、工事の出来形、及び品質が設計図書に適合するように、十分な施工管理を行わなければならない。

なお、監督職員が出来形及び品質の確認のための資料の提出を要求した場合は、その指示に従うものとする。

(施工の点検及び立会)

第 14 条

1. 現場工事施工後に検査が不可能、もしくは困難な工事の場合は、監督職員の立会を受けるものとする。

2. 各工事は、それぞれの工程において、監督職員の点検を受けるものとする。

ただし、監督職員の承諾する軽微な場合は、この限りではない。

(工程管理)

第 15 条

1. 受注者は、実施工程表をあらかじめ監督職員と協議して作成し、提出するとともに適正な工程管理を行わなければならない。

2. 受注者は、常々工事の進捗状況について注意し、予定の実施工程表と実績とを比較検討して、工事の円滑な進行を図らなければならない。

(材料の選定)

第 16 条

日本産業規格 (JIS) に制定されているものはこれに適合し、かつ電気用品安全法の適用を受けるものは、形式承諾済みのものを使用するものは勿論、設置地区電力会社が形式を制定したものは、これによらなければならない。

(現場組立・据付及び調整)

第 17 条

現場組立・据付け及び調整試験については、受注者は特に熟練した技術者を派遣し、組立・据付・調整試験を行うこと。

(総合試運転)

第 18 条

総合試運転について受注者は、監督職員の指示する期間に関連する別途工事の受注者と連絡を密にとり総合試運転に協力しなければならない。

(他の仕様書を適用する工事)

第 19 条

受注者は、機械・電気設備工事の中に土木、建築設備が含まれるものについては、土木工事共通仕様書、公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)、同 (機械設備工事編) 及び同 (電気設備工事編) に準拠して施工しなければならない。

(運搬)

第 20 条

納入品の運搬は慎重に行い、内容物に損傷を与えないように扱い、運搬中に路面あるいは、第三者に損害を与えた場合、及び場内搬入時に構造物等に損傷を与えた場合は、すべて受注者の責任において修復するものとする。

(障害物の取扱い)

第 21 条

工事中、障害物の取扱い及び取り壊しの処理については、監督職員の指示または承諾を受けるものとする。

(責任施工)

第 22 条

本工事は、責任施工とする。

(保証内容及び期間)

第 23 条

受注者は、建設工事請負契約書第 32 条第 4 項の引き渡し時における工事目的物の機能、性能、作動、強度及び変形等について、運転開始後 2 ヶ年間に於いてその効果を保証すること。

ただし、人為及び災害によるものについてはこの限りではない。

また、保証期間満了の時点で、機能、性能、作動、強度及び変形等について点検を行い、その内容を報告すること。

(国際単位系の採用)

第 24 条

単位は S I 単位とする。また、非 S I 単位を採用しなければならない場合は監督職員と協議しなければならない。

また、数式等に単位表示が含まれる場合で、S I 単位が併記されていない場合は、S I 単位適用後も非 S I 単位で使用するものとする。

## 第 2 章 製作・施工

### 第 1 節 製作・据付

(適用基準・規格・規則)

#### 第 1 条

1. 機器の設計・製作・据付けに当たっては、次の関連する基準・規格・規則等を遵守しなければならない。
  - (1) 揚排水ポンプ設備技術基準 (案)
  - (2) 排水ポンプ設備点検、整備技術指針 (案)
  - (3) 水門鉄管技術基準
  - (4) ダム・堰施設技術基準(案)同解説
  - (5) 電気設備技術基準
  - (6) 日本産業規格
  - (7) 電気規格調査会標準規格
  - (8) 日本電気工業会標準規格
  - (9) 日本電線工業会標準規格
  - (10) 内線規程
  - (11) 日本水道協会規格
  - (12) 日本下水道協会規格
  - (13) 日本ダクタイル鋳鉄管協会規格
  - (14) 日本溶接協会規格
  - (15) ボイラー及び圧力容器安全規格
  - (16) 圧力容器構造規格
  - (17) 新クレーン等構造規格
  - (18) クレーン等安全規則
  - (19) コンクリート標準示方書
  - (20) 機械設備工事監理指針 (案) (和歌山市企業局下水道部)
  - (21) その他関連するもの

(材料)

#### 第 2 条

機器の製作に使用する材料は、特記仕様書に基づくものとするが、特に必要のあるものについては、使用前に材質・寸法の検査を行う。

(機器等の設計・製作・加工)

#### 第 3 条

1. 機器等は、特記仕様書・本仕様書及び図面等に準拠し、監督職員が承諾した承諾図書により正確丁寧に製作すること。  
外注品については、仕様書について監督職員の承諾を受けてから外注すること。
2. 機器の軸受は、負荷の性質に適合した形式のもので、精度の高い加工を施したものとする。
3. 鋼材の接合は、原則として電気溶接とし、必要に応じてリベットまたはボルト締めとする。溶接は、仕上がり良好でピンホール、ひび割れ、アンダーカット等のないように行い、余分な肉付け、スラッグ、スパッタ等は、丁寧に除去すること。
4. チェーン・Vベルト等による駆動の場合、かみ合い良好にして効率の高いもので駆動部には、危険防止カバーを取り付けること。
5. 歯車は、機械切削で高級仕上げを行い、歯面には熱処理を施すこと。
6. 潤滑部分は、回転数・負荷に対して適当な形式とし、耐久性に優れ、且つ潤滑油等の補給交換が容易に行える構造とする。
7. 各部仕上げ及び組立は、丁寧にを行い必要箇所には、分解組立に便なるよう合わせマーク等をつけること。

(機械基礎及び土木・建築作業)

第4条

1. 機械基礎コンクリートは、原則として本工事で施工するが、特殊なもので別途土木・建築工事の施工するものは除く。  
また、配筋については、躯体の鉄筋とアーク溶接する等の処置を施すこと。鉄筋量は1 m<sup>3</sup>当たり40 kg以上とする。  
ただし、建築物に溶接の場合は、監督職員の指示による。
2. 基礎コンクリートの既設部分への打継ぎを行う場合は、打設場所を清掃し接着を十分考慮した施工を行うこと。  
打ち継ぎのためのハツリは全面について行い、1 cm厚以上とすること。
3. 本工事に必要なハツリは、監督職員の承諾に基づき、躯体を損傷させない工法で施工すること。
4. 機械基礎アンカー・配管等の箱抜きは別途土木・建築工事によるものを除き、当然必要なものは、本工事で施工すること。
5. 機械基礎コンクリートは、材令28日圧縮強度24N/mm<sup>2</sup>(240kg/cm<sup>2</sup>)以上とし、電気盤等の基礎コンクリートは、鉄筋コンクリートの場合は、材令28日圧縮強度21N/mm<sup>2</sup>(210kg/cm<sup>2</sup>)以上また、無筋コンクリートの場合は、材令28日圧縮強度18N/mm<sup>2</sup>(180kg/cm<sup>2</sup>)以上とする。また、基礎露出部分には、モルタル左官仕上げを施すこと。

(据付)

第5条

1. 添付系統図に示す本工事部分は、各系統ごとに一切の整備を行い将来の設備・容量増にも十分対処し得るよう考慮したものであって、配管等で将来増設される箇所の配管はフランジ蓋またはバルブ止めとする。
2. 本工事の設置する諸設備は、運転監視・保守点検が容易かつ安全で合理的、能率的に行えるように据付けなければならない。  
なお、必要箇所は、すべて危険防止の処置を講ずるものとする。
3. 他の施設の防護並びに施工上必要な臨時取り壊し物等の復旧及び仮施設等は、受注者の負担で行うものとする。
4. 重量の大きい機器の搬入に際しては、日程・搬入方法・据付方法等施工要領を取りまとめ、監督職員に提出し、承諾を得た後施工すること。
5. 各機器の詳細な据付位置の決定に当たっては、事前に監督職員と十分協議し、位置のすみ出し後、監督職員の承諾を得てから着手し、正確に据付けをすること。
6. 機器の据付けに当たっては、鋼板製ウェッジ及び鋼板製ライナー等を用いて完全に水平垂直に芯出し調整を行うこと。  
なお、機器の据付後、芯出し記録等を提出するものとする。
7. 主要機器の基礎ボルトは、原則として鉄筋に溶接するものとする。  
なお、据付場所によりやむを得ず穿孔アンカーを使用する場合は、接着系の穿孔アンカーを使用しなければならない。
8. 基礎ボルトは、原則として鉄筋に溶接した状態で監督職員の検査を受け、その後コンクリートまたは硬練りモルタルを十分つきかためて固定すること。
9. 基礎ボルトの締付けは、前項のコンクリートまたはモルタルの養生期間を十分見込み完全に硬化してから監督職員の承諾を得て行うこと。

(配管工事)

第6条

1. 配管ルート及び方法については、設計図面を参考とし、詳細については、配管施工図を作成し承諾を受けること。
  - (1) 配管は整然とし、将来分の配管施工を考慮すること。
  - (2) 維持管理用点検通路等を十分確保すること。
  - (3) 機器の分解点検に便利であること。
  - (4) 機器に配管及び弁の荷重がかからないこと。

- (5) 偏心・伸縮・不等沈下等に対する考慮をすること。
2. 配管の指示は、配管に無理な外力・振動等がないように適当な支持具を強固に取り付けること。
  3. 配管が構造物を貫通し地中等に埋設されるなど支持構造物が異なる場合は、可とう管をそう入すること。  
なお、地中埋設管に使用する可とう管は、土圧を十分に考慮したものを使用する。
  4. 温度変化による伸縮のあるところは、支持の方法及び伸縮可能な継手類を考慮すること。
  5. コンクリート構造物、その他の配管貫通部は配管施工後、入念にモルタル充填し、必要な箇所は、防水処理を完全にして閉塞すること。
  6. 屋外埋設配管には、名称・口径・埋設深さ等を示した埋設標を必要に応じて指示する箇所に設置すること。
  7. 配管は、丁寧に行い無理な外力が加わらないよう施工すること。  
管の切断・曲げ等の加工は、割れ・歪及び有害な傷が出来ないように行うこと。  
また、施工中は、管の内部に土砂その他のきょう雑物が残らないように清掃して配管すること。
  8. 給水配管で、室外露出部の凍結する恐れのある場合は、保温材を施すこと。
  9. 配管工事完了後、監督職員の検査を受け、規定の塗装を行うこと。
  10. 給油配管は、ステンレス管(SUS304)とし、必要な場合は、耐圧ゴムホース等を使用する。また、支持材は、ステンレス(SUS)製とする。

(塗装) [機械設備工事]

第7条

1. 塗装は、錆止めを含めて工場検査が終了してから行うのを原則とする。
2. 搬入据付により、塗装面に損傷を生じた場合は、適当な下地処理を加え、正規な塗装状態と同程度に補修塗装を行うこと。
3. 現地据付後の塗装に当たっては、その周辺及び床などにあらかじめ適宜養生を施し行うこと。  
また、塗装面に汚染損傷を与えないように注意すること。
4. 塗装時、気温が5℃以下の時、湿度が85%以上の時、炎天で塗装面に泡を生じさせる恐れのあるとき、風塵がひどいとき、並びに降雨の受ける恐れのあるときは、塗装を行ってはならない。
5. 塗装は、汎用品におけるメーカー標準塗装を除き、ハケ塗、またはエアレススプレー塗装とし、その他の塗装方法を用いる場合は、事前に承諾を受けなければならない。  
ハケ塗は、縦、横に交差させて、むら・たれ・流れ・異物の混入・ピンホール・塗残し等のないようにならなければならない。
6. 使用塗料及び溶剤は、その製造会社・品名・品質・塗装方法を記載した塗装明細書及び必要に応じて色見本を提出し、監督職員の承諾を得ること。塗装は各塗装工程ごとに色を変えて、写真その他の方法により、工程確認が出来るようにすること。
7. 各種配管設備の塗装
  - (1) 配管途中の弁は、配管系統に合わせること。
  - (2) 配管が室内に露出される場合は、当該室内の機能と指定色が不釣合いの時は壁と同色にし、要所に指定色バンドを設けること。
  - (3) 管名・流れ方向矢印を管に記入する。管廊内は10～15mごとに、室内は1ヶ所以上とする。
  - (4) 特殊な配管塗装については、耐色・耐熱を考慮すること。
8. 素地塗装
  - (1) 機器の主要構成部材は、1種ケレンとする。
  - (2) 鋳鉄部分は、2種ケレン以上とする。
  - (3) 1種ケレンを指定した機器は、1種ケレンを施した鋼材を用いてもよい。  
ただし、この場合は鋼材のケレン証明書を添付すること。



## 9. 塗装基準

塗装の種類及び仕上げ色は、監督職員の指示によるが、塗装基準は原則として次による。

### (1) 鋼材

塗 装 よ び 系 記 お 号	施 工 場 所	工 程	塗 装 名	標 準 膜 厚 μm	塗 装 間 隔 夏(30℃)、冬(5℃)
エ ポ キ シ 樹 脂 系	耐 薬 品 部 ・ 水 中 部	第1層(下塗)	ジンクリッチペイント(有機)	75	1D~6M
		第2層(下塗)	エポキシ樹脂塗料(水中部用)	100	
		第3層(中塗)	エポキシ樹脂塗料(水中部用)	100	1D~7D、2D~7D
		第4層(上塗)	エポキシ樹脂塗料(水中部用)	100	1D~7D、2D~7D
ポ リ ウ レ タ ン 樹 脂 系	耐 候 耐 水 耐 薬 品 部 ・ 乾 湿 交 番 部 ・ 水 上 部 ( 屋 外 )	第1層(下塗)	ジンクリッチペイント(有機)	75	1D~6M
		第2層(下塗)	エポキシ樹脂塗料(大気部用)	60	
		第3層(中塗)	ポリウレタン樹脂塗料中塗り	30	1D~7D、2D~7D
		第4層(上塗)	ポリウレタン樹脂塗料上塗り	25	1D~7D、2D~7D
フ タ ル 酸 樹 脂 系	水 上 部 ( 屋 内 )	第1層(下塗)	JISK5674 鉛・クロムフリーさび止めペイント	35	1D~7D、2D~7D
		第2層(下塗)	JISK5674 鉛・クロムフリーさび止めペイント	35	
		第3層(中塗)	フタル酸樹脂塗料中塗り (鉛・クロムフリー)	30	1D~6M、2D~6M
		第4層(上塗)	フタル酸樹脂塗料上塗り (鉛・クロムフリー)	25	1D~7D、2D~7D
ポ リ ウ レ タ ン 樹 脂 系	ガ ス タ ン ク	プライマ	ジンクリッチプライマ(有機)	20	1D~6M
		第1層(下塗)	変性エポキシ樹脂塗料	60	
		第2層(下塗)	変性エポキシ樹脂塗料	60	1D~7D、2D~7D
		第3層(中塗)	ポリウレタン樹脂塗料用中塗り 指定色淡色仕上げ	30	1D~7D、2D~7D
		第4層(上塗)	ポリウレタン樹脂塗料用上塗り 指定色淡色仕上げ	25	1D~7D、2D~7D
煙 突	煙 突	第1層(下塗)	ジンクリッチペイント(有機)	50	2D~6M
		第2層(中塗)	変性シリコン樹脂耐熱用シルバー	15	
		第3層(上塗)	変性シリコン樹脂耐熱用シルバー	15	1D~7D

- 注 1. 塗装間隔は記入した時間の範囲で塗重ねる。  
 2. エポキシ樹脂塗料は、5℃以上で塗装すること。  
 3. H:時間 D:日 M:月

(2) 機器

1) バルブ・ゲート (水中部 (接水する可能性がある部分))

塗 装 系 記 お 号	施 工 場 所	工 程	塗 装 名	標 準 膜 厚 μm	塗 装 間 隔 夏 (30℃)、冬 (5℃)
エ ポ キ シ 樹 脂 系	バルブ・ゲート (水中部)	第1層 (下塗)	ジンクリッチペイント (有機)	25	1D~6M
		第2層 (下塗)	水道用液状エポキシ樹脂塗料	120	
		第3層 (中塗)	水道用液状エポキシ樹脂塗料	120	1D~7D、2D~7D
		第4層 (上塗)	水道用液状エポキシ樹脂塗料	120	

2) バルブ・ゲート (水上部 (屋外))

塗 装 系 記 お 号	施 工 場 所	工 程	塗 装 名	標 準 膜 厚 μm	塗 装 間 隔 夏 (30℃)、冬 (5℃)
ポ リ ウ レ タ ン 樹 脂 系	バルブ・ゲート (水上部)	第1層 (下塗)	ジンクリッチペイント (有機)	25	1D~6M
		第2層 (下塗)	エポキシ樹脂塗料 (大気部用)	150	
		第3層 (中塗)	ポリウレタン樹脂塗料中塗り	30	1D~7D、2D~7D
		第4層 (上塗)	ポリウレタン樹脂塗料上塗り	25	

3) 一軸ねじ式ポンプ (ポンプケーシングが FC200、SS400 又は STPG のケーシング内部)

塗 装 系 記 お 号	施 工 場 所	工 程	塗 装 名	標 準 膜 厚 μm	塗 装 間 隔 夏 (30℃)、冬 (5℃)
エ ポ キ シ 樹 脂 系	一軸ねじ式ポンプ (ケーシング内部)	プライマ	ジンクリッチプライマ (有機)	20	1D~6M
		第1層 (下塗)	変性エポキシ樹脂塗料 (水中部用)	80	
		第2層 (中塗)	変性エポキシ樹脂塗料 (水中部用)	70	1D~7D、2D~7D
		第3層 (上塗)	変性エポキシ樹脂塗料 (水中部用)	70	

(3) 亜鉛めっき面

塗装係記号	施工場所	工程	塗 装 名	標準膜厚 μm	塗 装 間 隔 夏(30℃)、冬(5℃)
エポキシ樹脂系	耐薬品部	素地調整	ISO St2		
		第1層(下塗)	亜鉛めっき面用エポキシ樹脂塗料	50	1D~7D、2D~7D
		第2層(中塗)	エポキシ樹脂塗料中塗り	30	1D~7D、2D~7D
		第3層(上塗)	エポキシ樹脂塗料上塗り	25	
ポリウレタン樹脂系	水耐上水部耐乾候湿耐交薬番品部	素地調整	ISO St2		
		第1層(下塗)	亜鉛めっき面用エポキシ樹脂塗料	50	1D~7D、2D~7D
		第2層(中塗)	ポリウレタン樹脂塗料中塗り	30	1D~7D、2D~7D
		第3層(上塗)	ポリウレタン樹脂塗料上塗り	25	

注 第3種ケレン：亜鉛メッキ面の白サビ等を十分除去する。  
H：時間 D：日 M：月

(4) 鋳鉄管

1) 内面(モルタルライニングを指示したものは除く)

表1 内面エポキシ樹脂粉体塗装

工 程	塗 料 名	標準膜厚 μm	塗装場所
下地処理	第2種ケレン以上		
全層1回塗	エポキシ樹脂粉体塗料	300	工場塗装

塗料は、JAWAS G-1 規格 付属書2の3内面塗装1(内面エポキシ樹脂粉体塗装)に規定するエポキシ樹脂粉体塗料を用いる。

注1 塗装間隔は、塗料製造業者の指定する間隔とする。

2 標準膜厚は、最小膜厚とする。

表2 内面液状エポキシ樹脂塗装

工 程	塗 料 名	標準膜厚 μm	塗装場所
下地処理	第2種ケレン以上		
	液状エポキシ樹脂塗料	300	工場塗装

塗料は、JAWAS G-1 規格 付属書2の4内面塗装2(内面液状エポキシ樹脂粉体塗装)に規定するエポキシ樹脂塗料を用いる。

注1 塗装間隔は、塗料製造業者の指定する間隔とする。

2 標準膜厚は、最小膜厚とする。

2) 外面

イ) 露出(屋内)配管

工 程	塗 料 名	標準 膜厚 μm	塗装場所
下地処理	第2種ケレン以上		
第1層(下塗)	亜鉛溶射またはジンクリッチペイント	(20)	工場塗装
第2層(下塗)	現地塗装のアクリル NAD 系艶有塗料に適した合成樹脂塗料	80	工場塗装
第3層(中塗)	アクリル NAD 系艶有塗料	15	現地塗装
第4層(上塗)	アクリル NAD 系艶有塗料	15	現地塗装

ロ) 露出(屋外)配管

工 程	塗 料 名	標準 膜厚 μm	塗装場所
下地処理	第2種ケレン以上		
第1層(下塗)	亜鉛溶射またはジンクリッチペイント	(20)	工場塗装
第2層(下塗)	エポキシ樹脂塗料	50	工場塗装
第3層(下塗)	エポキシM・I・O塗料又は エポキシ樹脂塗料	50	工場塗装
第4層(中塗)	ポリウレタン樹脂塗料	20	現地塗装
第5層(上塗)	ポリウレタン樹脂塗料	20	現地塗装

ハ) 水中配管及び高温露出配管

工 程	塗 料 名	標準 膜厚 μm	塗装場所
下地処理	第2種ケレン以上		
第1層(下塗)	亜鉛溶射またはジンクリッチペイント	(20)	工場塗装
第2層(下塗)	エポキシ樹脂塗料	50	工場塗装
第3層(下塗)	エポキシM・I・O塗料又は エポキシ樹脂塗料	50	工場塗装
第4層(中塗)	エポキシ樹脂塗料	20	現地塗装
第5層(上塗)	エポキシ樹脂塗料	20	現地塗装

第1層の亜鉛系プライマーの膜厚は塗布量(亜鉛溶射:130g/m<sup>2</sup>、ジンクリッチペイント:150g/m<sup>2</sup>)を基準とし、塗膜厚さ20μm(換算値)とする。

注1 塗装間隔は、塗料製造業者の指定する間隔とする。

2 塗装膜厚の検査方法は、JSWAS G-1 規格 附属書 4 の 5.4.3 による。

二) 埋設配管

工 程	塗 料 名	標準 膜厚 μ m	塗装場所
下地処理	第 2 種ケレン以上		
	合成樹脂塗料	直管 : 100 異形管 : 80	工場塗装

注 1 塗装膜厚の検査方法は、JSWAS G-1 規格 附属書 4 の 3.4.3 による。

ホ) コンクリート埋設部

無 塗 装

表1

提出書類一覧表(1)

様式 番号	書類名	作成者	宛先	提出 部数	提出時期	備考
1	現場代理人等通知書	受注者	発注者	②*	契約締結後すみやかに	様式第2号を添付
2	経歴書( )	〃	〃	②*	〃	
3	現場代理人等変更通知書	〃	〃	2*	変更の時	様式第2号を添付
4	工程表(変更工程表)	〃	〃	②*	契約後14日以内 (変更工程表は工期変更契約時)	変更工程表は、当初工程を黒、変更後を赤で表示。
5	完成通知書	〃	〃	1	工事完成の日	
6	工事履行報告書	現場代理人	監督職員	2	翌月5日までに提出	
7	計画・実施工程表 (変更計画・実施工程表)	〃	〃	2	計画工程表は、工事着手前	工事請負代金額500万円未満及び維持工事等簡易な工事については、必要なし。
8	引渡書	受注者	発注者	1	引渡の時	
9	下請負(委任)通知書	〃	〃	2*	下請負の通知を求められた時	
10	工期延長請求書	〃	〃	1	工期延長を必要とする場合	受注者の工期延長の請求がある場合
11	既済部分検査請求書	〃	〃	1	請求時すみやかに	
12	指定部分完成通知書	〃	〃	1	部分完成の日	発注者側で指定部分を定めた場合
13	完済部分引渡書	〃	〃	1	引渡の時	
14	損害発生通知書	〃	〃	1	損害発生後すみやかに	不可抗力による損害が発生した場合
15	事故発生報告書	現場代理人	監督職員	1	事故発生後すみやかに	工事施工中に事故が発生した場合 (速報用、別紙シートの追加)
16	工事打合簿	(現場代理人・監督職員相互)		2	打合の都度	
17	材料確認願	現場代理人	監督職員	2	確認を受けようとする時	
18	段階確認書	〃	〃	2	施工途中の段階で、出来形、規格、数値等の確認を受けようとする時事前に	
19	立会願	〃	〃	2	契約図書に示された項目等の内容確認の立会を受ける時事前に	工場立会検査申請時等
20	現場発生品調書	〃	〃	1	発生品引渡の時	現場発生品がある場合。

提出書類一覧表(2)

様式 番号	書類名	作成者	宛先	提出 部数	提出時期	備 考
21	工事材料承諾願	現場代理人	監督職員	2	工事材料を使用する前に	
22	一工程施工の確認及び報告	〃	〃	2	施工途中の段階で、出来形、規格数値等の確認を受けようとする時事前に	
23	主要資材発注先(予定)届	受注者	発注者	②*	契約締結後すみやかに	
—	施工計画書 (変更施工計画書)	現場代理人	監督職員	2*	現場着工 30 日前 (変更協議後速やかに)	工事請負代金額 500 万円未満及び維持工事等簡易な事については、監督職員の承諾を得て仕様書の記載内容の一部を省略できる。【付則 1】(工期及び数量のみ変更の場合は省略)
—	再生資源利用計画書	〃	〃	2*	工事着手前	土砂、碎石又はアスファルト混合物を搬入する場合 電子データ(提出用ファイル)も同時に提出
—	再生資源利用促進計画書	〃	〃	2*	〃	建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物を搬出する場合 電子データ(提出用ファイル)も同時に提出
—	再生資源利用実施書	〃	〃	2*	必要の都度及び工事完成時	再生資源利用計画書を作成した場合 電子データ(提出用ファイル)も同時に提出
—	再生資源利用促進実施書	〃	〃	2*	〃	再生資源利用促進計画書を作成した場合 電子データ(提出用ファイル)も同時に提出
—	コリンズ 【登録のための確認のお願い】	〃	〃	2*	受注時契約後、変更契約後、工事完成後とも、土日祝等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜、作成し、担当職員の確認を受ける	工事請負代金額 500 万円以上の工事
—	コリンズ 【登録内容確認書】	〃	〃	2*	登録完了後、【登録内容確認書】を担当職員に提出(速やかに)	工事請負代金額 500 万円以上の工事
—	施工体制台帳(写)	〃	〃	2	工事着手までに	2 部担当課へ提出→1 部契約担当課へ提出
—	施工体系図	〃	〃	2	〃	2 部担当課へ提出→1 部契約担当課へ提出 工事現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示
—	材料品質証明資料	〃	〃	1	必要の都度及び工事完成時	
—	工事記録写真	〃	〃	1	〃	【付則 4】
—	工事日誌	〃	〃	1	〃	参考：和歌山市ホームページ(請負工事関係提出書類の様式)より
—	完成図書	現場代理人	監督職員	別紙	必要の都度及び工事完成時	【付則 3】
—	建退共掛金収納書	受注者	発注者	2*	契約締結後 1 ヶ月以内及び完成時	工事職種に応じ都度検討・2 部の内 1 部写し

提出書類一覧表(3)

様式番号	書類名	作成者	宛先	提出部数	提出時期	備考
—	環境配慮確認書	受注者	下水道施設課長	1	工事契約締結後5日以内	環境配慮依頼書の様式にて提出
—	建設リサイクル法関係	受注者	発注者	—	必要の都度及び工事完成時	特記仕様書による
—	建設副産物処理関係図書	現場代理人	監督職員	1	必要の都度及び工事完成時	
—	火災保険証券等の写し	受注者	発注者	1	必要の都度	本仕様書第14条による
—	前払金保証書	受注者	受注者	①	前払金請求時	
—	中間前払金保証書	受注者	受注者	①	中間前払金請求時	
24	前払金請求書	受注者	発注者	①	前払金請求時	
25	中間前払金請求書	受注者	発注者	①	中間前払金請求時	中間前金払認定書を受けた場合
26	請求書(前金払・部分払あり)	受注者	発注者	①	請求の時	
27	請求書(前金払・部分払なし)	受注者	発注者	①	〃	
28	中間前金払認定請求書	受注者	発注者	①	〃	
29	中間前金払認定書	発注者	受注者	①	請求後速やかに	
30	調達調書	受注者	発注者	1	市外業者から調達しようとする時	市外業者と下請契約する場合、施工体制台帳と同時に提出 市外業者から材料を調達する場合、工事材料承諾願と同時に提出
—	機器図及び施工承諾図書	現場代理人	監督職員	2	必要の都度	【付則2】
—	工事施工管理記録	〃	〃	1	〃	
—	検査試験成績書	〃	〃	1	〃	
—	塗装膜厚及び管理記録	〃	〃	1	〃	【付則5】
—	機器台帳・保守点検台帳	〃	〃	1	工事完成時	【付則6】
—	監督職員通知書	発注者	受注者	1	契約締結後すみやかに	和歌山市請負工事監督規定第5条による
—	監督職員変更通知書	〃	〃	1	変更後すみやかに	和歌山市請負工事監督規定第5条による
—	工事検査結果通知書	検査員	〃	1		和歌山市請負工事監督規定第16条による
—	保証書	受注者	発注者	1	工事完成時	

注1) \*----提出の際には、「工事打合簿」を表紙とすること。注2) 部数欄○印----各前金払請求時に必要な書類注3) 提出部数は、原則としてこの表によるが、監督職員が特に指示するときには追加することがある。注4) 上記提出書類に変更が生じた時は、ただちに変更書類を提出すること。



## 付則1 「機械・電気設備工事施工計画書」記載要領

1. 施工計画書の作成は、この要領に準拠して作成する。
2. 様式はA4版横書とし、図面は縮尺・寸法を明記し、縮図のうえ、作製する。
3. 提出期間は、現場着工30日前。なお、分割提出の時は監督職員の承諾を受ける。
4. 記載内容

表紙 工事名、受注者名および現場代理人氏名印、提出年月日、分冊番号

目次 分割提出の項目があるときは、その旨を提出予定時期、分冊番号とともに記載する。

工事概要 工事名、施行場所、工期（着工、完成予定日）、工事内容（設計図書に定められた事項）。

施行範囲 一般平面図等に施行部分を明示する。

現場組織 1. 職務分担一覧表

現場代理人、主任技術者、施工管理責任者、現場担当者、営業担当者、設計担当者、安全管理責任者、保安責任者、火気取扱責任者等、その他関係法令の定める責任者。

2. 緊急連絡体制

緊急時の連絡図に自宅電話番号を含め電話番号を図示する。

下水道施設課（監督職員）、受注者（現場代理人）、関係官公署（救急病院、消防署、労働基準監督署、電力会社等）、関係企業、その他必要先。

工程管理 工期全体を監視できるもので、工事の施工順序、所要工程などを示したネットワークによる実施工程表とする。なお、現場実体に即した現場施工ネットワークはその都度、提出する。

仮設計画 1. 仮設電力

仮設電力設備配置図、単線結線図、動力負荷表、使用電力量、最大電力責任分界点の表示、保守管理上の確認事項、仮設配電盤・分電盤の使用上の注意事項、取締責任者氏名等

2. 仮設水道

仮設電力に準じて記入

3. 仮設建物・材料置場

受注者現場詰所、労務者宿舎、倉庫、材料置場の設置場所、規模、火気取締責任者

4. 重量機械類

重量機械・器具の種類、使用、数量、配置場所

5. 仮設材（足場材）

仮設材の種類、構造、使用位置（図示）

必要により仮設材の荷重計算書を添付

6. 重量物搬出入

運搬物重量、搬出入経路、車種、仮設道路（図示）

7. 各工種工程と仮設の設置・撤去時期

- 施工管理
1. 基礎  
主要機器材の荷重表、基礎施工図、基礎の施工法、施工管理説明  
必要により強度計算書を添付
  2. 据付  
芯出し、墨出し、締付、測定法など、作業順序により据付工法、出来形  
管理法説明
  3. 現場加工  
現場加工を行うものの加工法説明
  4. 配管  
管種、配管支持、埋設工法、貫通部、防露、防食、接合など説明
  5. 配線  
配線・配管布設、防護、貫通部、端末処理など
  6. 塗装  
塗装材、塗装工程、色彩など説明
  7. コンクリート  
材料の規格、鉄筋、型枠、打設、養生などの説明
  8. その他  
特殊工法、調整の要領、その他説明。ただし、上記のうち承諾図書で承  
諾されたものは省略できる。
- 品質管理
- 社内試験・検査及び据付現場での試験・試運転方法など品質管理の説明。
- 安全管理
- 現場の安全管理に対し、責任分担を定め、安全管理体制の組織図を作成し、安全協議会の設置、安全対策会議、下請業者への安全教育、指導方法の説明。また、災害事故（墜落、落下、感電、酸欠、硫化水素、可燃性ガス）の防止対策、建設公害（騒音、振動、ばい煙、悪臭）の予防措置などの説明

付則 2 機器設計製作図書の承諾願作成要領

番号	名 称	内 容
1	機器製作仕様書	発注仕様に対応するもので、一般事項は除く
2	フローシート	系統毎または装置毎に必要なもの
3	全体平面図	発注図面に対応するもの及び細部図
4	配置平面図	〃
5	配置断面図	〃
6	機器詳細図	主要構造図（材質・数量等明示のこと）
7	配線・結線図	各機器毎
8	主要機器設計計算書	動力負荷・主要部材等の設計計算書
9	端子図・端子リスト	端子番号・入出力電流・電圧・種別
10	機器消費電力表	全負荷時・無負荷時
11	主要機器一覧表	名称・形式規格・仕様・メーカー名・台数等
12	動力負荷及び接点表	トルク設定値（定格値、過トルク値）
13	運転操作説明書	各機器の運転操作について記入
14	附属品一覧表	各機器の附属品を記入
15	機器基礎図・施工図	配筋図・アンカー施工図
16	配管詳細図	
17	塗装仕様書	機器・配管毎に仕様（ケレンも含む）を記入
18	その他	

注 1) 提出の際は、様式第付則 2-1 号、2-2 号を添付すること。



年 月 日

監督職員 様

受注者名  
現場代理人

印

## 工 事 施 工 承 諾 願

次の工事について、別添資料に基づき施工したいので、承諾をお願いします。

1 工 事 番 号

2 工 事 名

3 工 期 年 月 日から

年 月 日まで

4 施 工 図 名

1	7
2	8
3	9
4	10
5	11
6	12

施工することを承諾する。

年 月 日

総括監督員	監督指導員	主任監督員	監督員

付則3 完成図書作成要領

名 称		規 格	部数	内 容
完成図書	① 完成図	A4 版製本（折込）	2	1. 機械・電気設計製作図書、 施工設計図の承諾に関する もの（図面関係） 2. その他必要なもの （計算書、検討書等）（※1）
	② 取扱い説明書	A4 版製本	2	1. 機器取扱い説明書 2. 検査試験成績書 3. 組織表（アフターサービス） 4. 施工管理記録 5. 運転操作に関する説明書 6. その他必要なもの （機器単品重量表 及び塗装面積表、 油脂類一覧表等）（※1）
	③ 縮小版完成図	A4 版背張製本	2	①と同じ
	④ 完成図	A2 版背張製本	2	図面のみ（※2）
	⑤ 電子ファイル	機械及び電気設備工事必携	3	（※3）
	⑥ 関係官庁手続書類		—	1. 各種許認可申請等 2. 各種検査合格書等

（※1）増設、改造工事の場合は、監督職員の指示により、本工事に関する既設設備を含めた完成図書を作成すること。

（※2）A2 版背張製本の作成については、監督職員との協議によるものとする。

（※3）電子ファイルの内容については、完成図・計算書関係・取扱説明書・工事打合簿・材料承諾願・材料確認願・施工計画書・施工体制台帳・廃棄物関係（リサイクル）・工場検査関係・工事日誌・施工管理記録・機器台帳・点検台帳・段階確認書・工事履行報告書・その他必要なものとする。  
（提出3部中、工事担当課1部、管理担当課2部とする）

（※4）情報共有システムを活用する工事は、下記のとおり電子納品を実施するものとする。

1. 電子納品に関する基準は「和歌山市電子納品運用ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）によるものとする。
2. 電子納品とは、調査、設計、工事等の各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、ガイドラインに示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途、監督職員と協議するものとする。
3. 本工事の成果として定められている成果品の提出部数はガイドラインによるものとする。電子化に要する費用は、現行の積算に含まれているものとする。なお、成果品のうち、電子成果品によらないものは、従来どおり、紙にて提出すること。
4. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで電子媒体を提出すること。なお、国の電子納品に係る基準をガイドラインにて変更することにより生じたエラーについては、ガイドラインに沿ったものであれば、エラー無しとみなすこととする。

完成図（A4 版製本）作成要領

(参考)

和歌山市企業局 下水道部殿  ○○年度 ○○○ポンプ場 ○○○設備工事  完 成 図 取扱い説明書  令和○○年○月 ○○○株式会社
---

(参考)

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 設 備 工 事  取 扱 説 明 書 図  ○ ○ ○ 株 式 会 社	和 歌 山 市 年 市 度 企 業 局 下 水 道 部 殿  完 成 図 書  令 和 ○ ○ 年 ○ ○ 月
---	--

注記)

- (1) 表紙、背表紙は、黒厚表紙（金文字）とする。  
ただし、完成図 A4 版製本・取扱い説明書のみ。
- (2) 製本（2 穴チューブファイル式）、背張り製本（のり付等）とする。
- (3) 目次及び通し番号をつけること。

## 付則4 工事記録写真撮影要領

### 1. 要領の適用

受注者は、工事記録写真の撮影にあたっては、この要領に従わなければならない。  
また、本仕様書に記載のない事項については、日本下水道事業団工事記録写真作成要領による。

### 2. 撮影箇所

撮影箇所は、工場製作及び現場施工状況等のほか、監督職員が指示する箇所、または、当然記録に残す必要があると思われる箇所は、撮影しておかなければならない。

### 3. 撮影方法

#### (1) 撮影計画図の提出

撮影内容

#### (2) 撮影内容と頻度

施工前後と途中、適宜必要に応じて撮影すること。

#### (3) 撮影位置等の表示

a) 写真には、原則として工事名・工種・撮影対象等を明記した黒板を入れて撮影すること。

b) 位置の確認を容易にするため、出来るだけ付近の背景を入れること。なお、一枚の写真では位置が不明となる場合は、はり合わせること。

#### (4) 所定寸法の表示

a) 写真には、所定の施工寸法が判断できるように原則として、寸法を示す器具を入れて撮影すること。ただし、その器具は、撮影後判読出来る箱尺、リボンテープ等を使用すること。

b) 構造物に箱尺を当てる場合は、目盛りの零位点に留意すること。

c) 寸法読みとりの定規は、水平または、鉛直に正しくあて、原則として定規と直角の方向から撮影すること。

#### (5) その他

a) 撮影箇所の周囲は、よく整理しておくこと。

b) 撮影は、出来るだけ同一方向に一定して撮ること。

c) 夜間工事は、夜間の状況が判断できる写真であること。

d) 撮影は、次の工程に移る直前におこなうこと。

e) 必要に応じて遠方とアップを撮影すること。

f) デジタルカメラを用いる場合は、画像ファイルの記憶形式は JPEG 形式とし、有効画素数は 200 万画素程度とする。

### 4. 整理編集

#### (1) デジタルカメラの場合

A4版の印刷用紙にサービスサイズ程度の大きさを直接印刷し提出するか、または、サービスサイズ程度の印刷用紙に印刷したうえで写真帳に貼り付けて、提出する。

#### (2) フィルムカメラの場合

写真の大きさは、サービスサイズを標準として、写真帳に貼り提出する。

#### (3) 写真帳の提出

工事が完成した時は、表紙に工事名、受注者名等を記入の上、写真帳（1部）と写真データ（CD-ROM等）（2部）も合わせて提出すること。

また、写真は、工事着手前、工事中、工事完了の各段階の記録及び確認ができるように整理すること。



黒板記載様式 (参考)

発注者※	和歌山市企業局
工事名	〇〇〇ポンプ場 〇〇〇〇設備工事
工種	
状況説明	
受注者	

※1 工場製作写真のみ記入

付則5 塗装膜厚・及び管理記録

塗装膜厚記録

塗装工種	気 温
塗料名	湿 度
希釈液名	表 面 温 度
希 釈 率	塗布量 kg/m <sup>2</sup>
粘度塗料	使 用 料 kg
塗装方法	作 業 性
塗装面積	製 造 年 月 日
天 候	

測 定 記 録                      塗装対象物

測 定 箇 所	計 画 膜 厚 (μ m)	実 測 膜 厚 (μ m)

塗 装 記 録

工 事 名

所 在 地

受 注 者 名

塗料会社名

塗装業者名

塗 料 系

塗装対象物

	下地処理	プライマ	下 塗	下 塗	中 塗	上 塗	備 考
塗 料 名							
シンナー名							
希釈率(%)							
粘 度							
塗 装 日							
塗 装 方 法							
気 温 (°C)							
表面温度(°C)							
湿 度 (%)							
天 候							
塗料所要量(kg)							
塗装面積(m <sup>2</sup> )							
塗布料(kg/m <sup>2</sup> )							
計画膜厚(μm)							
実測膜厚(μm)							
作 業 性							
塗料製造年月日							



保 守 点 検 台 帳

機 器 名		潤滑油名		駆動機名			
メーカー型式		潤滑油量		メーカー型式			
製作所名		取替 潤滑油 間隔		製作所名			
製作年月				製作年月			
製作番号				電 源			
容 量				出 力			
回 転 数		グリス名		電 流			
口 径		グリス量		回 転 数			
		取替 グリス補充 間隔					
備 考							
年月日	補充量	取替	点検整備箇所	年月日	補充量	取替	点検整備箇所
整理コード							
設置箇所			設置番号			取扱説明書	